

廃棄物の処理を許可業者に委託する皆さまへ

事業系一般廃棄物処理手数料の改定について (お知らせ)

東京23区では、このたび「事業系ごみ」の減量やリサイクルを推進し、受益者負担の適正化を図るため、事業系一般廃棄物処理手数料を下記のとおり、40円/kgから46円/kgに改定いたします。これに伴い、許可業者と事業系一般廃棄物の収集・運搬・処分契約を結ぶ際の契約上限額も46円/kgに変更されます。

許可業者に処理を委託されている場合の具体的な契約内容については、委託先業者にご確認ください。

記

- 1 改定時期 令和5年10月1日
- 2 23区事業系一般廃棄物処理手数料（消費税等を含む。）

現行	改定額
40円/kg	46円/kg

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第12項（抄）
一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

<お問合せ先> 裏面の各区担当部署一覧をご覧ください。